

令和5年12月28日

第7回総会議事録

長岡市農業委員会

第 7 回 総 会 議 事 録

- 1 日 時 令和 5 年 12 月 28 日（木曜日） 午前 10 時 00 分
- 2 場 所 アオーレ長岡東棟 4 階 大会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
 - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
 - 日程第 2 議案第 31 号 農地法第 3 条の許可申請について
議案第 32 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について
議案第 33 号 農地法第 4 条の許可申請について
議案第 34 号 農地法第 5 条の許可申請について
議案第 35 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 36 号 農用地利用集積等促進計画案について
 - 日程第 3 報告第 6 号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 (20 名) 別紙のとおり
- 5 欠席委員 (4 名) 別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
事務局長 山田 正徒、事務局次長 小川 一博、農地係長 広沢 敏功、
振興農政係長 中村 久夫、主査 木村 秋津、主査 岡村 太地、
主事 土田 まりあ、主事 吉澤 あゆみ

開 会（午前 9 時 57 分）

山田事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。

長岡市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、諸橋会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いたします。

議長 (あいさつ)

これより第 7 回総会を開催いたします。

総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数の報告を求めます。

山田事務局長 欠席届が議席番号 4 番、櫻井正広委員、12 番、渡邊義浩委員、14 番、駒野亜由美委員、16 番、西巻郁夫委員から提出されております。出席委員数は 24 名中 20 名であり、長岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定による定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告申

し上げます。

以上です。

日程第 1 議事録署名委員の選任について

議長

日程第 1、議事録署名委員の選任については、議長において、議席番号16番、千野俊輔委員、17番、馬場義昭委員を指名いたします。

日程第 2 議案第31号 農地法第3条の許可申請について

議長

日程第 2、議案第31号 農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。

本議案の6番は佐藤辰也委員、18、19番は馬場義昭委員の関係する案件であり、議事参加できませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかお諮りいたします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議がないようですので、このまま審議に入ります。

事務局の説明を求めます。

広沢係長

ご説明申し上げます。

議案書の3から7ページをご覧ください。

今月の3条許可申請は23件でございます。

1番から17番は売買による所有権移転、18番から23番は贈与による所有権移転であります。

担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということです。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第31号 農地法第3条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

- 議案第32号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について
- 議長 議案第32号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを議題といたします。
- 事務局の説明を求めます。
- 広沢係長 ご説明申し上げます。
- 議案書の9ページをご覧ください。
- 今月の事業計画変更承認申請は、長岡地域1件、越路地域2件の計3件でございます。
- 1番、小曾根町の田について、住宅建築敷地として5条許可を受けていた案件ですが、承継者が転用目的を分家住宅建築敷地に変更するものであります。なお、この案件は後ほど説明する農地法第5条許可申請の4番とも関連しております。
- 2番、飯塚の田について、工事中仮設ヤード敷地として一時転用する許可を受けていた案件ですが、このたび事業期間、令和5年12月31日までを令和6年9月30日までに期間を延長するものであります。
- 3番、飯塚の田について、工事中仮設ヤード敷地として一時転用する許可を受けていた案件ですが、このたび事業期間、令和5年12月31日までを令和6年4月30日までに期間を延長するものであります。
- 以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、当該事業計画の変更については妥当なものと判断いたします。ご審議のほどよろしく願います。
- 議長 それでは、これより審議に入ります。
- ただいまの説明に質問、意見はありませんか。
- (「ありません」と呼ぶ者あり)
- 議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。
- 議案第32号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを承認することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議なしの声が聞こえます。
- 異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議案第33号 農地法第4条の許可申請について

議長 議案第33号 農地法第4条の許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の11ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、越路地域2件でございます。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、支所において12月20日までに現地確認を実施しております。

1番、浦の畑について、農家住宅建築敷地として利用するものです。議案資料15ページに経過説明を掲載しております。申請地は、浦地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が農家住宅建築敷地であり、集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

2番、浦の畑について、農家住宅建築敷地として利用するものです。議案資料16ページに経過説明を掲載しております。申請地は、浦地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が農家住宅建築敷地であり、集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第33号 農地法第4条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第34号 農地法第5条の許可申請について

議長

議案第34号 農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

広沢係長

ご説明申し上げます。

議案書の13ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、和島地域1件、栃尾地域1件、長岡地域2件の計4件でございます。

1番、和島中沢の田について、貸し駐車場用地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和6年4月30日までの計画です。申請地は、和島中沢地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

2番、上檜出の畑について、駐車場用地として利用するため、賃借権の設定をするものです。工期は、令和6年2月1日から令和6年4月30日までの計画です。申請地は、上檜出地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

3番、上野町の田について、鉄塔の建て替え、送電線の張り替えに伴う工事用地等として利用するために賃借権を設定するものです。工期は、許可日から令和6年6月30日までの計画です。申請地は、農振農用地区域内の農地ですが、鉄塔の建て替え及び送電線を張り替えるために必要なものであり、一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。

4番、小曾根町の田について、先ほど説明した事業計画承認申請の1番とも関連しているものですが、分家住宅建築敷地として利用するために使用賃借権の設定をするものです。工期は、令和6年1月15日から令和6年7月29日までの計画です。申請地は、小曾根地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用目的が分家住宅建築敷地であり、集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであ

ります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第34号 農地法第5条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第35号 農用地利用集積計画の決定について

議長 議案第35号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長 ご説明申し上げます。

議案書の16ページの内訳表をご覧ください。

今月は、利用権設定・移転で4件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が3件、使用貸借権設定が1件となっています。

次に、農地中間管理事業において中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。

初めに、中間管理権設定（公社借入）分について、このたびは135件の申出がありました。内容については、全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が78件、使用貸借権設定が57件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借受分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは82件の申出がありました。内容については、全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が38件、使用貸借権設定が44件となって

います。

なお、詳細内容については、議案書の18ページから54ページにて確認をお願いします。

以上、計221件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第10条の規定により、改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第35号 農用地利用集積計画の決定についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第36号 農用地利用集積等促進計画案について

議長 議案第36号 農用地利用集積等促進計画案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長 ご説明申し上げます。

議案書の58ページから66ページをご覧ください。

新潟県農林公社から受け手農家へ貸し付けていた農用地利用配分計画のうち一部新たな受け手への変更があったため、賃借権及び使用貸借権の移転をするものです。

なお、令和5年4月の農業経営基盤強化促進法の改正によって、当初貸付時の農用地利用配分計画は、農用地利用集積等促進計画に名称が変更されて移転するものです。

このたびは54件の申出があり、内容については、賃借権の移転が53件、使用貸借権の移転が1件となっています。これらの案件につきましては、

以前開催されました総会または農地部会においてそれぞれ審議、決定をしていただいたものです。

これら農用地利用集積等促進計画案は、新潟県農林公社で農用地利用集積等促進計画として決定をし、新潟県の認可と県公告手続後、新たな受け手に貸し付けることとなります。

当該案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第36号 農用地利用集積等促進計画案についてご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 3 報告第6号 農地法の届出通知等について

議長 日程第3、報告第6号 農地法の届出通知等についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

広沢係長 農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4条の届出について2件を68ページに、5条の届出について9件を69から71ページに、農地法の適用を受けない事実確認5件を72ページに、18条合意解約について1件を73ページに、利用権の解約について82件を74から85ページに、中間管理権の解約について16件を86から88ページにそれぞれ掲載してありますので、ご覧ください。

以上であります。

議長 報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これもちまして第7回総会を閉会いたします。

閉 会（午前10時16分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

議 長 _____

農業委員 _____

農業委員 _____

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和5年12月28日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	出	佐藤佑美	13	出	本田栄一																		
2	出	土田米藏	14	欠	駒野亜由美																		
3	出	菲澤哲也	15	欠	西巻郁夫																		
4	欠	櫻井正広	16	出	千野俊輔																		
5	出	若井泰志	17	出	馬場義昭																		
6	出	諸橋昇一	18	出	安達隆幸																		
7	出	馬場陽子	19	出	坂詰隆																		
8	出	青柳久雄	20	出	多田好一																		
9	出	長谷川惣市	21	出	鳥羽若一																		
10	出	岩本一男	22	出	伊丹なつい																		
11	出	田中豊	23	出	佐藤辰也																		
12	欠	渡邊義浩	24	出	中野明美																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">出席委員</td> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">20人</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 20%;">議事録署名委員</td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">4人</td> <td></td> <td></td> <td>千野俊輔 委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: center;">24人</td> <td></td> <td></td> <td>馬場義昭 委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	20人			議事録署名委員	欠席委員	人	4人			千野俊輔 委員		計	24人			馬場義昭 委員
出席委員	人	20人			議事録署名委員																		
欠席委員	人	4人			千野俊輔 委員																		
	計	24人			馬場義昭 委員																		